高等学校・中等教育学校(後期課程)・専修学校(高等課程) 用

神奈川県 学費支援制度申請のご案内（令和７年６月）

就学支援金・高校生等臨時支援金、学費補助金の申請をお忘れなく！

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。

申請を希望する場合、**学校が指定する期日まで**に、**必ず**学校に**申請**してください。

（昨年や、今年４月に申請した方も**再度手続き**が**必要**です。）

申請期限に間に合わなかった場合、**補助額が満額とならない**可能性があります。

補助対象となるか**わからない場合**でも、**念のため申請**することをお勧めします。
所得区分をご自身で確認しなくても申請できます。

【所得区分と補助額】

		所得区分	授業料補助		入学金補助	
		令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	①就学支援金・高校生等臨時支援金（国）※2	②学費補助金（県）※3		補助上限額※6
年収目安（モデル世帯）※4	生活保護世帯	令和7年1月1日現在で生活保護	396,000円（通信制 297,000円）	72,000円（通信制 171,000円）	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
	270万円～590万円未満	154,500円未満			100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	590万円～750万円未満	227,100円未満	118,800円	349,200円		
	750万円～800万円未満	251,100円未満		74,400円		授業料：193,200円
	多子世帯※5	251,100円未満		349,200円		授業料：468,000円
	800万円～910万円未満	304,200円未満				授業料：118,800円
	多子世帯※5	304,200円未満		349,200円		授業料：468,000円
	910万円以上	304,200円以上				授業料：118,800円

※1　父母の合計額です　**年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。**
政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に３／４を乗じます。
生徒の生年月日が平成21年１月２日から４月１日の場合は、計算方法が異なります。詳細はリーフレットＰ２をご確認ください。

※2　年収目安910万円未満の世帯は就学支援金、910万円以上の世帯は高校生等臨時支援金の対象となります。

※3　保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※4　両親・高校生・中学生の４人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※5　23歳未満（対象：生年月日が平成14年４月２日以降）の扶養している子どもが３人以上いる世帯です。

※6　補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

◆ 授業料や入学金の返還方法は？

学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。

学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります（返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください。）。

制度や所得区分の確認方法等については、
「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレット
も併せてご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r7-leaflet.pdf

リーフレット▼

就学支援金・高校生等臨時支援金（国補助）

1　概要

授業料の負担を軽減する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※　高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える者は対象外です。

※　高校生等臨時支援金は、就学支援金が所得制限により対象外となった場合、補助対象となります。就学支援金と同時に申請してください。

2　申請方法

(1)　既に就学支援金を受給している場合

○　申請の意向確認　【全員必須】

・　**学校が指定する方法**（e-Shien（高等学校等就学支援金オンライン申請システム）、口頭確認等）で**申請の意向を学校にお伝えください。**

○　保護者、課税地等の修正　【該当者のみ】

・　以前提出した申請内容に**変更がある場合**は、**必ず学校に変更内容をお伝えください。**

・再婚、離婚、逝去等により**保護者等に変更があった場合**
・**住所変更**（令和６年１月１日時点と令和７年１月１日時点の課税地が異なる場合）
・**単身赴任**（単身赴任に伴い、住所登録を移し、令和６年１月１日時点と令和７年１月１日時点の課税地が異なる場合）
・**海外赴任**（海外赴任に伴い、令和７年１月１日時点で日本に住所を有していない、または帰国により、日本に住所を有することとなった場合）　等

<e-Shien>　https://www.e-shien.mext.go.jp/

e-Shien▶

(2)　就学支援金を受給していない場合

申請手続きについては、学校にお問い合わせください。

学費補助金（県補助）　※　生徒・保護者等ともに県内在住の方が対象

1　概要

年収約800万円未満（多子世帯は**約910万円未満**）の世帯に対して、授業料と入学金の負担を軽減する県独自の制度です。**生徒・保護者等ともに県内在住、**かつ**県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）**の私立学校に通う生徒が対象となります。

※　保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※　保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

年収要件を緩和しました

令和６年度まで
○　年収約 **700**万円未満（多子世帯は910万円）の世帯を対象に授業料を実質無償化。

↓

令和７年度から
○　年収約 **750** 万円未満（多子世帯は910万円）の世帯を対象に授業料を実質無償化 **<年収上限引上げ>**。

2　申請方法

○　学費軽減申請書（第１号様式）　**【全員必須】**

・　**紙での申請が必要**です。

○　健康保険証等貼付台紙兼扶養誓約書　【多子世帯の方のみ】

・　世帯年収約750～910万円で、**23歳未満の扶養している子ども※が３人以上いる世帯**はご提出ください。
（対象となるかわからない場合には、念のため提出することをお勧めします。）

※　生年月日が平成14年４月２日以降の子どもが対象です。